１．「病院」と「診療所」について

H21.4.1　作成

建築基準法上、「病院」と「診療所」が使い分けられているが、医療法第１条の５より、１９床以下が「診療所」、２０床以上が「病院」とする。

なお、建築基準法施行令第１９条第２項第２号の「診療所」の病室は、同法施行令第１２６条の４（非常用の照明装置の設置）第２号の「その他これらに類する居室」に含まれるものとする。

解　説　等

関係条文	令第１２６条の４
参　　考	

２．工場等の見学者通路の取り扱いについて

H21.4.1　作成

（１）見学者専用通路を設置する場合

見学者専用通路は、「廊下」として取り扱い、作業場部分と間仕切で区画する。**（例１）**
また、固定のいす等を設置する場合や客だまりができるスペースがある場合は、その部分は「居室」となる。その他判別が困難な場合は、平面計画等により個別に判断する。

（例１）

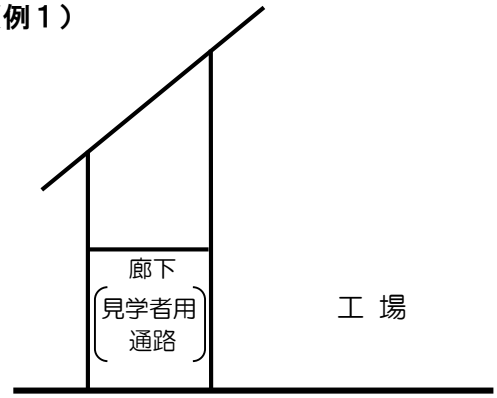

（２）一時的に作業通路を見学者通路として使用する場合

通常は作業用通路として使用し、一時的に見学者が通路を使用する場合は、作業用通路と見なすことができる。**（例２）**
また、通路スペースを設ける場合は、ライン引き等で区画すること。**（例３）**

（例２）

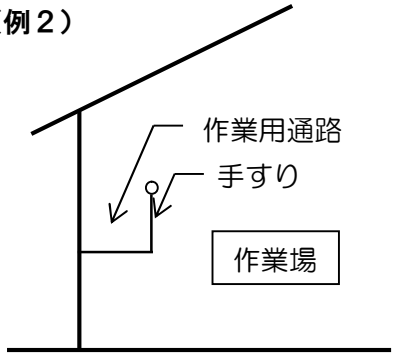

（例３）

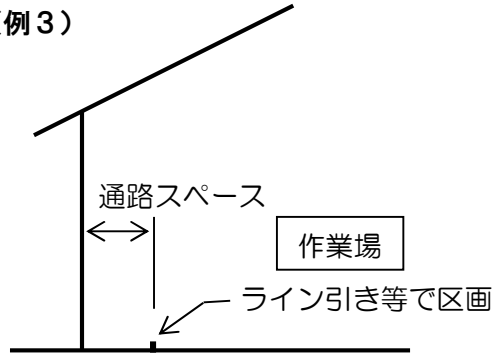

解　説　等

関係条文	
参　　考	

３．避難上有効なバルコニー等の構造について

H21.4.1　作成

避難上有効なバルコニーの構造については、防火避難規定１５－２）によることとするが、このうち（1）－ ②については望ましい規準ではなく、下記のとおりとすること。

・避難上有効なバルコニーは、タラップ等避難上有効な手段により、道路等に避難できる設備を有すること。

・直接道路等に避難できない場合は、幅員７５㎝以上の屋外通路を設けること。
なお、消防法上１m以上必要となる場合がある。

・上記通路は、屋内を経由しないこと。

・バルコニーの面積は２㎡以上（避難ハッチ等の避難設備部分を除く。）かつ奥行きが 75cm 以上であること。

解　説　等

関係条文	令第１２１条第１項、第３項
参　　考	防火避難規定 2023　１５－２）[P47]

４．避難階段を螺旋（らせん）階段とする場合について

H21.4.1　作成

避難階段は、螺旋（らせん）階段としないこと。
ただし、２以上の避難階段がある場合は、そのうちの１階段についてはこの限りではない。

解　説　等

関係条文	令第１２２条、第１２３条
参　　考	

５．屋外避難階段から室内を経由する避難経路について

H22.4.1　作成

屋外避難階段は、令第 128 条によりその出口から敷地内通路を設けることとなっているが、敷地の形状等により屋外に直接避難することが困難な場合にかぎり、下記に掲げる条件を満たすことによりホール等の内部を経由してもよいこととする。

① 避難経路となる部分とそれに接する部分（室、居室）との区画は、耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知器連動の特定防火設備とすること。

② 避難経路となるホール、風除室等の有効幅員及び避難経路にある扉の有効幅は 1.5m以上を確保すること。

③ 避難経路となるホール、風除室等は、階段から見通しよく、明快な動線で外部に避難できること。

④ 避難経路となるホール、風除室等の排煙は、原則として自然排煙又は機械排煙とすること。

⑤ 避難経路となるホール、風除室等の天井及び壁の内装は、不燃材料（下地共）とすること。

⑥ 避難経路となるホール、風除室等には、非常用照明装置を設置すること。

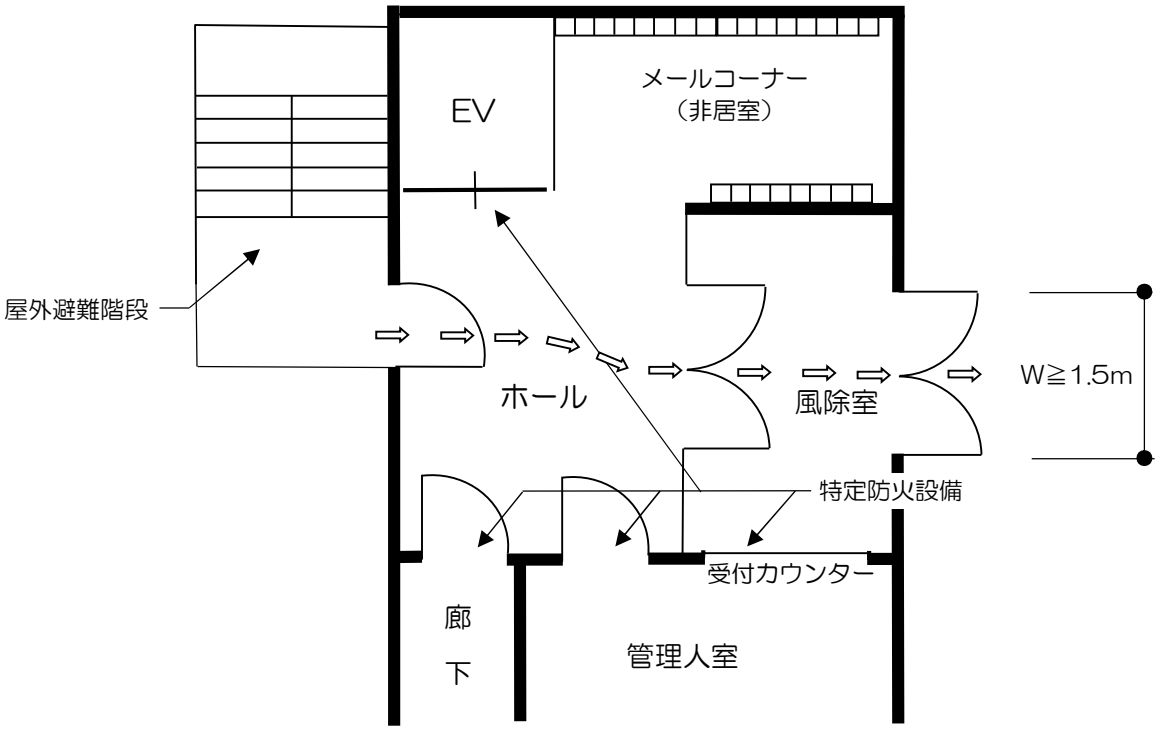

解　説　等

関係条文	令第１２８条、令第１２３条第２項
参　　考	・令和２年４月１日　国住指第 4658 号 ・防火避難規定 2023　３４－１）[P99]